

九州産業大学オープンアクセス方針実施要領

令和5年4月1日 図書館長裁定
令和6年4月1日 改定

この要領は、「九州産業大学オープンアクセス方針」（令和5年4月1日大学長裁定、令和6年4月1日短期大学部学長裁定。以下「方針」という。）の実施に必要な事項を定めるものです。

（趣旨）

1 九州産業大学及び九州産業大学造形短期大学部（以下「本学」という。）は、本学の創立100周年に向けたビジョン「新たな知と地をデザインする大学へ—もっと意外に。もっと自由に。—」に基づき、開かれた大学としてその研究成果を学内外に広く公開し、学術研究の発展に寄与するとともに、地域・社会への説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を定める。

このオープンアクセス方針は、本学の教職員による自発的な研究成果発信を促すための大学組織全体による意思表示です。

オープンアクセスは、グリーン・オープンアクセスとゴールド・オープンアクセスに大別することができます。

・グリーン・オープンアクセス

機関リポジトリで出版社版または著者最終稿を無料で公開する方法。

・ゴールド・オープンアクセス

出版社ウェブサイトでオープンアクセスにする方法。多くの場合、著者は APC（Article Processing Charge）と呼ばれる費用を負担します。

（研究成果の公開）

2 本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）の研究成果は、原則的に「九州産業大学学術リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）に登録することとする。ただし、それ以外の方法（オープンアクセスジャーナル、出版社・学協会等が発行する学術雑誌等、当該研究成果の作成者（本人以外の共著者等）が所属する機関のリポジトリ等）で公開する場合は、それも認められる。

法人は、教職員が出版社、学協会等が発行する学術雑誌等に掲載した論文等の研究成果を「リポジトリ」に登録・公開することによってグリーン・オープンアクセスの実現を目指します。ただし、教職員が希望する場合には、オープンアクセス誌への掲載や外部機関が設置するリポジトリ等、本学リポジトリ以外の方法で公開することも認めます。

（1）本学に在籍する教職員

本学に在籍する教職員とは、次の職名の者を指します。

- ①役員等（学長、理事、副学長）
- ②教員（教授、准教授、講師、助教）
- ③研究員

上記以外の学内の専任教職員の研究成果についても、リポジトリへの登録を推奨します。本学在籍時にリポジトリに登録した論文は、他機関へ異動した後も引き続き保管・公開されます。

(2) リポジトリへ登録対象となる研究成果は、「リポジトリ運用指針」第2条（登録範囲）において定めるものとします。

(3) 研究成果をリポジトリに登録することによって著作権が本学に移転することはありません。

(適用の例外)

3 著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が教員からあった場合、本学は、当該研究成果を公開しない。

著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が教員からあった場合や、「リポジトリ運用指針」第8条（登録の差替・削除）に基づき、公開が不適切であると判断した場合は、当該研究成果を公開しません。

<適用例外の理由の(例)>

- (1) 研究成果が個人情報やプライバシーに関する内容を含むためインターネット上での公開が不適切である。
- (2) 共著者の許諾が得られない。
- (3) 出版社の許諾が得られない。
- (4) その他（理由を記述）

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、承認された日（大学は令和5年4月1日、短期大学部は令和6年4月1日）以降に発行された研究成果に適用します。

(リポジトリへの登録)

5 教職員は、研究成果についてリポジトリへの登録を希望する場合、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「九州産業大学学術リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

方針は、大学・短期大学部としての意思表示であるという観点から、教職員は研究成果公表後できるだけすみやかに提供することが望ましい。

(登録の方法) 提出された研究成果の登録については、図書館がリポジトリ登録を行います。

(1) 本学の学内部局等が発行する研究紀要等に掲載された研究成果について

- (1) -1 投稿規定においてリポジトリ上での電子化と公開が許諾される旨が明記されている場合自動的に一括で登録・公開するため、個別の登録許諾書の申請は必要ありません。なお、電子化の公開を希望しない著者については、編集委員長がとりまとめて図書館へお申し出ください。

(1) -2 投稿規定においてリポジトリ上での電子化と公開についての言及がない場合

登録許諾書の申請をしてください。(図書館ホームページ「リポジトリ」)

(2) (1) 以外の方法によって発表された研究成果について

(オープンアクセスジャーナル、出版社・学協会等が発行する学術雑誌等、当該研究成果の作成者が所属する機関のリポジトリ等)

本学のリポジトリでの登録・公開を行う場合は、以下の事項を投稿先へご確認ください。投稿時に確認をすることをお勧めします。

- ・ リポジトリ登録が許諾されているか。
- ・ リポジトリ登録が許諾されている版(著者最終稿、出版社版など)の確認。
- ・ 公開禁止期間(エンバーゴ)の確認。

申請される場合は、図書館ホームページ内「リポジトリ」より登録申請を行ってください。なお、論文投稿時に取り交わす著作権譲渡書(Copyright Transfer Form)の写し、あるいは、問い合わせをした結果(メール)を添付していただくと確認作業をスムーズに行うことができますのでご協力ください。

リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「リポジトリ運用指針」に基づき取り扱います。

(2) -1 リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版

リポジトリ登録が許諾されている版は、多くの場合、出版社版そのものではなく、出版社、学協会等に受理される直前の著者最終稿(査読が反映されていますが、出版社、学協会等による最終的なレイアウト調整等がなされていない版)です。よって、図書館へ提出される場合、リポジトリ登録が許諾されている適切な版を確認後、その版のPDFファイルを添付の上、図書館にご提供ください。

(2) -2 リポジトリでの公開禁止期間(エンバーゴ)

リポジトリでの公開禁止期間(エンバーゴ)が設定されている場合は、公開禁止期間が終了した後、本学リポジトリで公開します。

(2) -3 共著者の許諾について

共著者がいる場合は、あらかじめ共著者(全員)からリポジトリ登録の許諾を得た上で、研究成果をご提出ください。許諾はメール等の文書でとることをお勧めいたします。なお、許諾回答書を図書館にご提出いただく必要はありません。

なお、本学のリポジトリでの登録・公開の申請如何にかかわらず、教員紹介の業績登録時の外部リンク URL の項目に、アクセスできる URL を記入し、リンクしておくことを推奨します。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

必要に応じて、学内関連部所等の関係者間で協議し決定します。